

令和6年度 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善に資するため、以下のような取り組みを実施しています。

医療従事者の負担軽減等検討委員会

項目	取組内容等
業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整を行っています。
看護職員と他職種による業務分担	看護職員が、看護職員本来の業務でその専門性を発揮するために、看護職員でなくても対応可能な業務を他の医療従事者が分担して行います。
業務委託の活用	看護職員が、看護職員本来の業務でその専門性を発揮するために、ベッドメイキング作業及び中材業務等を外部業者に委託しています。 また、アメニティセット（入院セット）を導入し、患者の日用品等の管理や患者家族への連絡業務等について、看護職員の負担軽減を図っています。
看護補助者の配置	看護部長室に事務職員を配置することで、看護職員の管理業務における事務作業の負担軽減を行っています。 以下の業務を看護補助者へ移行し、看護職員の負担軽減を行っています。 【業務内容】 ・患者の検査室等への移送 ・食事介助・配膳・下膳
多様な勤務形態の導入	パート職員向けに、本人の希望を重視した多様な勤務形態を導入することで人材の確保に努めています。
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	妊娠・子育て中や介護中の看護職員が利用できる制度により、職員が働きやすい環境づくりに努めています。 【取組内容】 ・院内保育所、夜間保育の実施 ・夜勤の減免制度 ・半日・時間単位休暇制度 ・所定労働時間の短縮（育児部分休業や介護時間による時短勤務制度） ・他部署等への配置転換